感染症の予防及びまん延の防止のための指針

株式会社つくしんぼ

１．総則

本指針は、介護保険法に基づき、当訪問介護事業所（以下「事業所」という）における感染症の発生及びまん延を防止し、利用者及び職員の生命・安全を守るとともに、適切な訪問介護サービスを安定的に継続して提供することを目的とする。

２．感染管理体制

（１）感染対策委員会の設置

ア　目的

施設における感染管理活動の基本となる組織として、感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は、以下のような役割を担う。

①　施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。

②　決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。

③　施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。

④　感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

イ　感染対策委員会の構成

感染対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

①　法人の代表者（委員長）

②　管理者

③　サービス提供責任者

④　訪問介護員

⑥　その他法人が必要と認める者（施設外の専門家等を含む）

※　感染対策責任者

上記のうち、感染対策責任者を管理者とする。

感染対策責任者は、感染症発生の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策責任者は他業務との兼務を可とする。

ウ　感染対策委員会の活動内容

感染対策委員会は、委員長の召集により感染対策委員会を定例開催（6か月毎に１回）に加えて、地域で感染症が増加している場合や感染症発生の疑いがある場合等は、必要に応じ随時開催する。

委員会では、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために必要な次に掲げる事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

① 感染対策の立案
② 感染に関する最新の情報を把握し、指針・マニュアル等の作成及び見直し
③ 感染対策に関する職員への研修の企画及び実施
④ 利用者の感染症の既往を把握
⑤ 利用者･職員の健康状態の把握
⑥ 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
⑦ 感染対策実施状況の把握と評価、改善を要する点の検討

（2）マニュアルの実践と遵守

作成したマニュアルを日常の業務の中で、遵守、徹底するために、次の点に配慮する。

① 職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること。
② 職員を対象とした定期的講習会や研修を開催すること等により周知徹底する。
③ 日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置く。
④ 記載内容は、読みやすく、わかりやすく工夫し、現場で使いやすくする。
⑤ 実践をイメージした訓練の実施や会議等を通して、記載内容が現実に実践できることであるかを確認する。
⑥ 遵守状況を定期的に確認（自己確認、相互確認）する。

平常時から、感染症発生時の関係者の連絡網を整備するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておく。

例えば、訪問介護員による異常の発見から医師への報告、事業所への報告、さらに行政への報告、保健所への連絡等の「報告･連絡系統」を確認するとともに、医師、保健所等の指示に基づく現場での対応方法についても、現場で訓練を行いながらの確認などを実施する。

（3）職員研修の実施

職員に対して、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の重要性と標準予防策に関する教育を行う。

イ 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に感染対策委員会が作成するカリキュラムに基づき定期的な研修を年１回以上実施する。

（4）訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研

修内容に基づき、全職員を対象に年１回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

訓練内容の詳細（開催日時、実施方法、内容等）は、訓練１か月前に、全職員に周知する。

（５）その他

ア　記録の保管

感染対策委員会の開催記録等、施設内における感染対策に関する諸記録は保管する。

イ　業務継続計画との連動

本指針は、別途定める「感染症発生時における業務継続計画（BCP)」と一体的に運用し、非常時であっても必要な訪問介護サービスが中断しないよう努める。

３．日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

（１）利用者の健康管理

利用者の健康状態を把握するために必要な対策を講じる。

高齢者は感染症に感染すると重症化するリスクがあるため、標準的な予防に取り組みつつ感染症が発生した場合は拡大を防止することが重要となるため、早期発見及び適切かつ迅速な対応を行うこととする。

① 利用者の健康状態及び感染症に関する既往歴、ワクチン接種歴について把握する。

② 利用者の日常を観察し、体調の把握に努め、通常と異なる症状が認められた場合は、医師等に報告する。

③ 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。

④ 利用者に対し、感染対策の方法を説明し感染対策への理解を促す。

⑤ 利用者や家族の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

（２）職員の健康管理

職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

介護サービスに従事する職員は、事業所外部との接触の機会を通じ、病原体を持ち込む可能性があることを認識する必要がある。特に、訪問介護員は、日々の業務において、利用者と密接に接触する機会が多く、利用者間の病原体の媒介者となるおそれもあることから、健康管理が重要となる。

① 入職時の感染症（水痘、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎及びＢ型肝炎）の既往やワクチン接種の状況を把握する。

② 定期健診の必要性を説明し、受診勧奨を行い、確実な受診を促す。
③ 職員の体調把握に努めるとともに職員の家族が感染症に感染した場合の相談体制を整える。
④ 毎日の検温及び体調管理を徹底し、体調不良時の連絡方法を周知し、速やかに責任者に報告しやすい環境を整える。
⑤ 研修等を通して職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。
⑥ 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
⑦ ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨するとともに積極的に、ワクチン接種の機会を提供し、円滑な接種がなされるよう配慮する。
⑧ 職員が業務において感染症の感染リスクがあった場合の報告体制及び医師への適切な処置を仰ぐ体制を整える。

（3）標準的な感染予防策

標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

ア　サービス提供における感染予防策

① 一訪問ごとに「手洗い」または「手指消毒」を徹底する。
② ケアの内容に応じ、マスク、使い捨て手袋、エプロン等の個人防護具を適切に着用・廃棄する。
③ 利用者宅の環境（換気状況等）に配慮し、必要に応じて利用者の同意のもと換気を実施する。

4．発生時の対応

（1）感染症の発生状況の把握

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

① 職員が利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無や発生した日時などについて感染対策責任者に報告する。
② 感染対策責任者は、感染症が発生した場合や、それが疑われる状況について報告を受けた場合は、職員に必要な指示を行う。またその内容がに応じて、主治医、担当ケアマネージャー、保健所、指定権者へ報告・連絡を行う。

（2）感染拡大の防止

職員は感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

① 発生時は、手洗いや手指の消毒、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
② 感染者が発生した居宅へ訪問する場合は、防護具を完全に着用し、使い捨て物品は

適切に密閉して処理するなど、二次感染の防止を徹底する。

（３）かかりつけ医・協力医療機関や保健所、行政関係機関との連携

必要な関係機関との連携について対策を講じる。

ア　かかりつけ医・協力医療機関との連携

① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。

② 診療の協力を依頼する。

③ かかりつけ医・協力医療機関からの指示内容を事業所内で共有する。

イ　保健所との連携

① 疾病の種類、発生状況により報告を検討する。

② 感染者及び感染疑い者の状況（人数、症状、施設における対応状況等）を報告し、指示を確認する。

③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

ウ　市町村等の行政関係機関との連携

① 報告の必要性について検討する。

② 感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する。

（４）関係者への連絡

関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

① 事業所内での情報共有体制を構築、整備する。

② 利用者家族との情報共有体制を構築、整備する。

③ 関係する介護保険事業所等との情報共有体制を構築、整備する。

④ 出入り業者との情報共有体制を構築、整備する。

（５）感染者発生後の支援（入居者、職員ともに）

感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

① 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握し、対応方法を確認する。

② 感染者及び関係者の精神的ケアについて、関係機関と連携しケアに努める。

＜附則＞

本方針は、２０２４年４月１日より適用する。

以上